

## 計画書

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域の変更（広島市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 553.7 h a	—
準 防 火 地 域	約 2,860.3 h a	

[位置及び区域は、計画図表示のとおり]

理由（都市計画法施行規則第9条第3項に規定する当該都市計画を定めた理由）

別添理由書のとおり

## 理由書

本市は、市街地における火災の危険を防除するため、昭和 23 年（1948 年）に準防火地域（当初は臨時防火建築規則（昭和 23 年建設省令第 6 号）による準防火区域として指定。昭和 25 年の建築基準法施行に伴い準防火地域に移行。）、昭和 27 年（1952 年）に防火地域をそれぞれ指定し、その後、容積率の高い地区や火災危険度の高い地区などを対象に、用途地域の指定等と連動して不燃化、難燃化を促進するために防火地域及び準防火地域の見直しを行ってきた。

現在、本市では、令和 3 年 7 月に広島県が策定した「市街化区域内における土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組方針」に基づき、広島県及び市街化区域を有する 13 市町と連携しながら、市街化区域内における土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組を進めている。

今回の変更は、この取組により市街化区域から市街化調整区域へ編入し、用途地域の指定を解除する地区について、防火地域及び準防火地域の指定を解除するものである。

## 新旧対照表

種 類	変更前の面積	変更後の面積	増加面積
防火地域	約 553.7ha	約 553.7ha	—
準防火地域	約2,860.4ha	約2,860.3ha	約 -0.1ha